

『下学集』漢籍典拠研究

片山晴賢

一、はじめに

前稿では『下学集』「時節門」・「気形門」の漢籍典拠稿で、『下学集』の漢籍典拠は『韻府群玉』に依拠することが大であると考え、二書の対照表を^{注1}発表した。本稿ではこれを一歩進めて『下学集』の「序」「天地門」「時節門」「神祇門」「人倫門」「人名門」の漢籍の略注を示し、典拠研究の一端としたい。

「略注」を示す前に『下学集』選述者の辞書作製の趣旨を見るために、本稿では「序」の訳文を亀田本によって示したい。

下学集 序

文字は道を顕し述べる器である。器が無ければこの道に到達することはありえないであろう。それは

詩を学ばねば人と話すことが出来ず 礼を学ばねば人として世に立つことができない

と、この言葉は魯の孔子の家訓である。私もその通りであると思う。ある学童が私にこの言葉について質問した。学童が

嘆じて言うには、

私共は文章を理解するが道理に暗く　また文字を見るが心は盲のようであって　私の器は壊れていてこの道に達することが出来ない

と言った。そこで私は初学者は

実語教・童子教・琵琶引・長恨歌・庭訓往来・雑筆往来・楽府・朗詠等で勉学することが出来る。しかし聾盲の者はこれに精通できるものではない

と。また、

詩は言のため　礼は立のため

を極めようとするには

天を管でながめたり　貝殻で海水を測る　ような識見の狭い者にはそれはなかなか到達できない　これらの言葉は貴方にとって千金に値するものである

さらに私は述べた。

土を籠ることで山が成り　長江の源はわずか杯を浮かべるほどの少量の水から始まる　とあるように、貴方は自らの愚かさを恐れず　ただ学ぶことである　朝は一晝を学び　夕は一字を習う　たとえ巨方の書でもそれを続ければ読破できるものである

と、これらは勉励して進むだけである。

この為に私は字書を編纂して、名を『下学集』と名付けた。「下学」とは「手近かなことを学んで上達につなげる」という意で、「下学地理」によって「上達天道」になるという意義を持たせている。故に巻数は上下にして、天と地の両儀を持ち、門は十八で九天九地の二十九となっている。これは実に四方を該括し四隅を網羅している。神風の及ぼす所、王

化の施す所を見聞して記録した。また和歌の道について聞き、歌の余材を拾い、或は異城の事跡門に入り、古詩の話題を
探す。その内容は「花実の開落と羽毛の飛走」のような小さな事まで全て採用して記載した。

書やまた文字に於いては異訓、異文があつて解釈が異なっている。その例として「雌霓」「弄臺」がある。これは林四
郎の杜撰といつて粗雑の例であるが、これらは全て改めた。さらに

誤つた事は密かに隠してはいけない

と学童に自重するように言葉を交はして退けた。

他日学童が来て笑いながら語つた。

私は『下学集』を得て以来「二」と「大」は「天」に「土」と「也」は「地」になることを知り 倭字の訓みは漢
語の意味である 口で「者之乎」と言うとき字体は「鳥焉馬」などと書く 句読を指すと趣を知り 書き方を受けて方
法が得られた

また

南に雁が去り 北に鯉が来る

ように手紙で応じ、富んだ言葉で挨拶が出来るようになった。さらに

馬が渴きをいやす為に泉に向うように 冬眠した龍が目ざめて太陽に向うよう

に便利を得て、私は

詩で活し 礼で立つという「貫道の器」となった これは千金の贈金を貰つてもこのような嬉しさはない

と学童は語つた。君の言葉は誠にその通りである。「袋は破れてもその中の金を捨てることのないよう」に書き方は下手
でもその意味を理解して「下学」して「上達」すると言うことはこのような事であろう。その後学童は襟を正して敬意を
表して退出した。

時文安元年（一四四四）甲子閏夏六月下旬

東麓破衲の序

注1 拙稿『下学集』「時節門」の漢籍典拠稿（駒沢短期大学研究紀要29号、平成3年）、『下学集』「気形門」の漢籍典拠稿（俊伽林学報第四輯、平成3年）をさす。

二、「序」の漢籍典拠

『下学集』「序」を亀田本によって、漢籍の典拠を『韻府群玉』『事文類聚』を中心に引例する。

1-オ 1 貫道之器

『事文』の「歴代文士」に「韓愈 得其温潤深淳以為 貫道之器（下略）」とあり、『淵鑑類函』に「李華崔孝公文集序 曰 文者貫道之器也」とある。

この「貫道之器」とは韓愈の弟子で娘婿である李漢が、師の『韓冒黎集』を編纂した時に序文に述べた言葉だとされている。

1-オ 2 学_レ詩以_テ言_レ礼以_立ツルト云ハ

『論語』李氏第十六に「不学詩無以言不学礼無立」とある。

1-オ 8 管_ハ干天_ニ蠡_ニ干海_ニ

『韻府』に「天 管窮天以——（東方朔傳）」、「蠡 蠡瓢也（方朔傳）以——測海」、「窺天管 用管——用錐指地不亦乎（莊子）」、「蠡測海 以管窮天以——（東方朔傳）」とある。

1-ウ 1 江^ハ起^ニ於^リ濫觴^{ヨリ}

『韻府』に「濫觴 江始出岷山 其源可以一及至 江津不舫楫不可以涉（家語）」とある。『芸文類聚』に「孫卿子曰 路盛服見孔子 孔子曰 由是檐檐者何也 在昔江出於汶山其始 出源可以濫觴及其至江之津也」、「東晉郭璞江賦曰 咨五才之並用寔水德之靈 長惟岷山之導江 初發源於濫觴」とある。

1-ウ 4 下学而上達

『論語』憲問編第十四に「子曰不怨天不尤人 下学而上達 知我者其天乎」とある。
『下学集』の命名の由来を示すものである。

2-ウ 2 雌霓

『韻府』に「雌霓 雌虹沈約製効居賦示 王筠讀至雌一連蜺撫掌 欣抃曰 僕常恐呼作聲」とある。
元和版『下学集』の序には「雌霓」にこの注記が補入され『韻府』とその出典名が明記されている。しかし他の古写本にはそれが示されていない。元和版には

韻府^ニ曰^ク 霓^ハ五歴^ノ切 沈約製^ニ郊居賦^ヲ示 王筠^ニ讀^テ至^ル一連蜺^ニ抚^レ掌^ヲ 欣抃^ニ曰^ク 僕常恐^ル人^ノ呼^テ作^{スト}平声^ト云
云 礼部韻^ニ曰^ク 雌霓連蜺讀^レ霓^ヲ為^ニ入声^一

と注記されている。これは『下学集』の序に「異訓・異文の解釈の例」として「雌霓」「弄響」が示されている一つである。『雌霓』は『詩律武庫』には「沈約製郊居賦」と「東坡在儋耳詩云 垂山雌霓雲端下 快意雄風海上來」の二例が示めされている。これは「郊居賦」で言う「僕常恐人呼作平声」で、「霓を入声で読まねば誤りである」とする注意と、「東坡詩」では「雌霓」を「虹の色彩の濃淡」の意とする。この二つを誤解なくする為のものである。元和版では『南史』の「郊居賦」と『礼部韻』を補入することで「異訓」の例としている。

2-ウ
2 弄鑿

『韻府』に「錯寫弄鑿 姜度誕子 李林甫作手書慶之曰 聞有弄鑿之喜 客視之掩口(●●)」とし、「事文」略同注。

これも「雌覓」と同じく元和版には注記が補入されている。しかし『韻府』からとは明記されていない。これは唐の李林甫が「弄璋」(男子が生まれること)を誤って「弄鑿」と書いた故事のことである。

2-ウ
2 林四郎之杜撰

「林四郎」は『倭訓栞』に「りんしろう 下学集に林四郎之杜撰といふ事あり、人の姓名にはあらず、昔杜撰の者ありて書を作り爵を析ちて林四郎とするをいふ、谷晉續集に見えたり」とある。「杜撰」は『事文』に「石中立在中書盛度撰 張文節公知 白神道碑石急問曰 是誰撰盛卒對曰 度撰滿堂大笑神山野錄」とある。

「林四郎」については未調査。「杜撰」には三説があつて、『事文』は宋の杜黙が詩を作るが多く律に合わず、因つて時の人が法式に合わないものを「杜撰」と称した説を取っている。

2-ウ
3 燕石

『韻府』に「寶燕石 宋愚人得燕石 以為大 一歲以革置 十重巾襲視之皆掩口盧胡而笑」とある。

2-ウ
7 南去雁札北來鯉緘

「南去雁札」は『韻府』に「繫帛雁 蘇武匈奴詭言 武死後常惠教使 言天子射上林得雁足 一書言武等在某澤中單于驚曰 武等實在(本)」とある。『事文』には「雁足繫書」として同文あり。『初学記』『芸文類聚』にも同注があり、古い類書を『韻府』は踏襲している。

「北來鯉緘」は『韻府』に「雙鯉 遺我 一魚中有素書」、「雙鯉素書 客從遠方來 遺我 一魚呼童烹鯉魚中有尺 一長跪讀 素書書中竟何如 上有加飡飯下有長相憶(金華)」とある。

2-ウ 8 如渴驥奔泉

『韻府』に「渴驥 唐徐浩嘗書四十二幅屏八體皆備如怒貌扶石——奔泉（本）」とある。

2-ウ 3 関逢 困敦 朱明 林鐘 下澣（以上は時節門第二を参照されたし）

三、「天地門 第一」の漢籍典拠

『下学集』の「天地門」（第二）の写本平均収録語数は83語である。この部類はI天地・II地類の二グループに分たれる。I・IIの語群毎に漢籍の典拠について引例する。

I天類（1昊天……20颺）を『韻府群玉』『事文類聚』『事林広記』を中心に調査の結果を記す。

- 1 昊天 2 旻天 3 彼蒼天也 4 蒼旻天也 5 乾坤天地也 6 宇宙大虚也

『韻府』には「昊天 昊通作顛皞」、「旻天 旻—秋天也」、「彼蒼——者天（黃鳥）」、「蒼旻 旻口〔活套〕蒼——」などと見られる。「6宇宙」は「宇 天地曰方曰—或作寓」とある。『事文』には「天之別名 春爲蒼天 夏爲昊天 秋爲旻天 冬爲上天」と注記をなす。『書叙指南』にも「春天蒼天（爾雅） 夏天曰昊天 秋天曰旻天 冬天曰上天」と同注が存する。『小学紺珠』は「九天」の中に「東方蒼天 西方昊天」が含まれる。『古今合璧事類』も「四時天名」として『事文』と同注を掲げる。古い類書『初学記』（唐）を踏襲したものである。『事林広記』も「蒼天・昊天・旻天・上天」を列挙。また、『5乾坤』は『類書纂要』に「乾坤 天地也 又曰造化兩間皇祇」とあり、『初学記』のこれを引用。「6宇宙」は『類書纂要』に「宇宙 上下四方曰宇 往古來今日宙」とする。『初学記』のこれを承け、末尾に「或謂天地爲宇宙」を付す。

『下学集』漢籍典拠研究(片山)

7 銀河天河也

『韻府』には「河〔活套〕銀―」とある。『事林広記』の「七夕」の項に「傳玄擬天間曰 七月七日 牽牛織女會大河也」と、『類書纂要』に「銀河 天河也 又曰銀漢 明河」とある。

8 霄〔元和版は「霄 空 二字、義同シ」とする。〕

『韻府』は「霄 近天氣」、「空 〔説文〕空竅也 又虚也 又太―天也」とある。

9 金鳥月也 10 玉兔月也

『事林広記』の「綺語門」に「月曰 玉兔 桂魄」とある。『類書纂要』にも「玉兔 月中有形如兔 故月曰 玉兔」と注記する。

11 居諸注ニ日居 月諸也 略シテ指ニ日月ヲ 曰居諸ト也

『韻府』に「居緒 日―月―〔詩釋也〕」がある。『事文』には「日居 月緒 胡迭而微〔詩〕」とある。

12 南斗北斗 斗ノ字 從ニ南北ニ 音異也

『韻府』に「月宿南斗 韓三星 行我生之辰――箕獨」、「星字北斗 有――入于――学者何慧星也」とある。『事文』は「北斗七星 第一天樞 第二旋為魅 第五至 第七為標標第三機 第四樞 第五衡 第六開陽 第七揺光〔下略〕」とあるが、「南斗」は存せず。『小学紺珠』も略同注。

13 虹 14 霓 二字義同

『韻府』に「虹」〔説文〕〔詩釋也〕 蜺 蜺狀似虫 一名掣貳 雄曰―雌曰霓〔下略〕と見られる。『事文』にも「蜺 蜺虹也 蜺雌虹也 雄曰虹 雌曰蜺 舊説」とある。『事林広記』も同注。

15 霰 16 雹 二字同義

『韻府』に「霰 雨霰爲霄〔注〕 水雪雜下曰霄 雪霰同〔詩〕」、「雹 〔説文〕 雨冰也〔洪範五行傳〕 盛陽雨水温暖陰脅陽不相入

為一」とある。『事林広記』に「雨与雪雜下曰霰霰 相彼雨雪先集維霰霰」、霰「霰 雨雪也 從雨包声霰 嵩山有火蜥蜴数百吐霰」と見られる。

18 霖 久雨也 三日已上曰霖

『韻府』に「霖霖 命汝作一雨○魏晉以来苦雨曰愁一」、『事文』には「皇天 天淫 而秋霖兮霖」がある。『爾雅』の「注」に「霖一名霪 音淫 久雨也」と見られる。

19 颼 20 颼 二字義同 風也 颼音弗

『韻府』に「颼 風貌 又風也 吳都賦翼一風之颼颼」とある。

II 地類 (21 礮馭盧嶋……80 墳墓) 21、29 は日本の地名。

31 震旦 支那唐土也 又作任那 32 高麗 又云朝鮮国云三韓 33 百濟 34 新羅

『韻府』に「震旦 初祖達磨曰 当往一一 設太法樂遂之重 溟達於南海唐 唐天竺国王曰 自古 亦有摩訶一一 使者至 吾国乎唐」、麗「地理」高東夷東夷国名、「過新羅新羅新羅東夷国」と見られる。

36 南蠻 37 北狄 38 東夷 29 西戎

『小学維珠』の「西夷」に「東夷 西戎 南蠻 北狄」とある。

47 都鄙 夏夷義

『韻府』に「都鄙 一一 有章左 八則治一一礼天官 五百家為鄙」とあり。

52 別墅 山莊義 53 別業 同上

『韻府』には「別墅 王維一一 在輞川 有欽湖 柳浪 菜蕒 淵辛夷塢 裴度 午橋莊一一唐」、業 輞川別業 在藍田縣西

南唐王維置——於此(二蘇志)とある。『類書纂要』に「別之 田庐」「田庐 屋在野曰庐」と見られる。

54 塹

『韻府』に「塹 遶城水(通) 長城巨——」とある。

55 渠 56 溝 二字義同

『韻府』に「渠(通) 夏屋——注深廣貌 古宕——地梁立——洲(註) 吟詩正憶——」「溝 瀆廣四尺深四尺(孟) 推而納諸——中轉乎——壑比犧樽於——中之斷美惡有問矣」と見られる。

57 池 58 沼 二字同義

『韻府』に「池 沼也(孟) 鑿斯——也(孟) 漢水以為——(唐七)」「沼〔説文〕池也 圓曰池曲曰——(孟) 沼沚之平(注疏) ——者池之別名」とある。

59 塘 60 堤 二字義同

『韻府』に「隄 亦作堤〔説文〕唐也」「塘 池之堤岸也」とある。また『類書纂要』にも「堤 堤亦作隄防也 塘也」と注する。

61 畝 62 畦 二字同義田ノ界也

『韻府』に「畝 秦制二百四十步爲——(詩)」「畦 田五十畝又區也」とある。

63 畔 田ノ界 家語ニ 虞芮ノ之民遜レ——又讓レ——

『韻府』に「遜 虞芮爭田不決相謂曰 西伯仁人也 蓋往質之入 其境耕者—— 行者遜路曰 嘻晉儕小人也 退以所爭為問 田」「『類書纂要』に「畛 畔 田界」とある。

64 塊 65 壤 義同

『韻府』に「塊〔説文〕撲也(通) 寢苦枕——(通) 雨不破——亦作蕒(通) 蕒桴土鼓謂搏土為桴(禮運)」「壤 無塊土也(周禮地官)

十二一(馬)レ白一黒一

66 瀑 67 瀧 二字義同

『韻府』に「瀑 疾雨(音)終風且一 通作暴」、(音)「瀧 奔湍也 韶州樂昌縣有一 水名(音)始下樂昌一 又張柬之眨一州」とある。

70 埒 馬ノ垣也 日本ノ俗作ハ埒ニ誤也

『韻府』には「埒 筭也(音)、富一天子(淮南子)」とあれど、『下学集』に一致せず。

71 塹 鶏ノ栖也 毛詩

『韻府』に「塹 雞棲垣(詩注)」とある。

72 藪 竹原

『韻府』に「藪 大澤(音)萃淵一(音)山一蔵疾(宣十五)麟風在効一(礼運)」と注する。

75 潢潦 退之詩ニ潢潦無根源一 朝ニ滿テ夕ヘニ已除ル 以テ此ノ詩ノ意ヲ可レ知ル一義ヲ

『韻府』に「潦(音)〔説文〕雨水大貌(音)潢一無根源」と見られる。

76 潮 77 湖 78 瀟湘 八景

『韻府』に「湖(抱朴子)月精生水 故月盛則一大 又天河入地下与海水合轉之激成一(下略)」(音)「湖(説文)大陂也」

「瀟湘 窓間見一(音)」とある。『事文』に「潮」の詩聯を多く掲ぐ。

79 北邙 葬処之義

『韻府』に「北邙 一山連亘四百餘里東洛九原之地(洛陽記)張景陽詩一何曩曩高陵有四五借問誰家墳皆云漢世主(音)」とある。『事文』にも「北邙行 王建」の詩聯を掲ぐ。

80 墳墓 土饅頭也 宋人句云何ノ処ノ澳山ノ松竹ノ下(ニカ)又添シ一ケノ土饅(音)

『下学集』漢籍典拠研究(片山)

『韻府』に「土饅頭 縦有千年鐵門限終須一箇——」(范石湖詩) 墳也」と見られる。

81淵 82潭 二字義同『龜田本』の末尾に補入せしもの

『韻府』に「淵 (孟) 為一驅魚(魚) 或躍在——(魚) 積水成——(魚)」、「潭 [説文] 水深也——州以昭——名(漢父詞) 屈原既放遊於湘——(柳文)」とある。

四、「時節門 第二」の漢籍典拠

「時節門」(第二) は次の三つの語群より成っている。写本の平均語数は103語である。これは

I 四季(春・夏・秋・冬)並びに十二月の異名(及び年中行事名など)(写本平均46語)

II 十干・十二支・十二時の異名(写本平均34語)

III 暦日・気象用語等(写本平均23語)

に分たれ、『龜田本』はI II IIIを合はせて110語であり、広本系統の『丹表紙七行本』(130語)や『慶長十六年春良本』(117語)と、略本系統の『明応八年本』(69語)などとの中間的形態となっており、B系統に属すべき古い形態を示している。『明応八年本』はIIの異名群を全て削除する。しかし『元和版』は写本広本系統本よりも一層多くの語を補入している。その製作に際して『下学集』を常用した聯句連歌が季語を重視することは言うまでもない。さすれば詩聯や聯句連歌の興隆した元和三年(一六一七)頃に『元和版』が144語もの収録語を有しているも十分頷ける。

I 四季並びに十二月の異名、及び年中行事名

1 春 異名 青帝 東君 青陽 麗景 2 夏 異名 朱明 三伏 3 秋 異名 白蔵 商天 4 冬 異名 極時

の謂はゆる「四時」(四氣)の四語は中国の小型百科全書(類書)『碎金』(撰述者・成立年代共に未詳・明代に大流行した四〇項の名彙)に拠るか。『事文』に「春為青陽萬物發生羅」と「青陽」は見られるが、「青帝」「東君」(『書叙指南』には「東君」あり)「麗景」は存せず。『歳華紀麗』には「青陽」、また「夏曰朱明 亦曰長贏(中略) 炎帝」と「朱明」は見られるが、「三伏」が存しない。『事林広記』『小学紺珠』と『拾芥抄』に「三伏」の項あり。本邦の百科全書『拾芥抄』は「春為青陽素天 夏為朱明炎天 秋為白蔵素天 冬為玄英素天」とある。異名を多く列記する『小学紺珠』(宋代)にも、「四時四氣」として、次のごとく掲出している。

春為青陽羅 夏為朱明羅 秋為白蔵羅 冬為玄英羅

のように「青陽」「朱明」「白蔵」「玄英」と異名を掲げるが、『下学集』が語注に引く程の多様性は認められない。次に「十二月異名」を採り挙げる。

5 大簇正月 14 夾鐘二月 17 姑洗三月 20 仲呂四月 22 蕤賓五月 25 林鐘六月 28 夷則七月 32 南呂八月也 34 無射九月
 37 應鐘十月 39 黄鐘十一月 42 大呂十二月

これも『碎金』に拠るかとも考えられるが、『下学集』が多用する『拾芥抄』にも一致する。『拾芥抄』は十二月律名部第五

大簇正月 夾鐘二月 沽洗三月 仲呂四月 蕤賓五月 林鐘六月 夷則七月 南呂八月 無射九月 應鐘十月 黄鐘十一月 大呂十二月
 と『下学集』と合同である。『小学紺珠』にも「十二月」「月名十二月之等」の項目は存するが、『下学集』の注記とは対応しない。同じ『小学紺珠』に「四清声」の「黄鐘 大呂 大簇 夾鐘」や、「七宗」の「黄鐘 大簇 姑洗 林鐘 南呂

應鐘 蕤賓」も見られるが、これを『下学集』が引いたとするには無理がある。同様に『韻府』においては「四時」(四氣)としての項目は無く、異名列記されずそれぞれの項目で示されている。「十二月異名」においても同様である。これも『小学紺珠』と同様に考えたい。而かるに宋の任広の『書叔指南』には『拾芥抄』と同じく『下学集』と同じ「十二月異名」が収められている。次にそれを摘出する。

律呂月名

正月之律曰太簇^{月令} 二月之律曰夾鐘^上 三月之律曰姑洗^上 四月之律曰仲呂^上 五月之律曰蕤 六月之律曰林鐘^上 七月之律曰夷則^上 八月之律曰南呂^上 九月之律曰無射^上 十月之律曰応鐘^上 十一月之律曰黄鐘^上 十二月之律曰大呂^上

と。本稿では注文の形式まで一致する『拾芥抄』に依拠したものととして処理することとした。

以下『下学集』の語注を『韻府』と『事文』とに对照させながら記述する。

10人日 正月七日也 凡^ソ毎年正月一日^ヲ曰^ニ雞^ノ日^ト 二日^ヲ曰^ニ狗^ノ日^ト 三日^ヲ曰^ニ猪^ノ日^ト 四日^ヲ曰^ニ羊^ノ日^ト 五日^ヲ曰^ニ牛^ノ日^ト 六日^ヲ曰^ニ馬^ノ日^ト 七日^ヲ曰^ニ人^ノ日^ト 八日^ヲ曰^ニ穀^ノ日^ト 見^ヘテ^リ 荆楚歲時記^ニ矣或^ル書^ニ云^ク 一^ニ以^テ七種^ノ菜^ヲ作^レ羹^ニ食^レハ^之 則^レ諸人無^ニ病患^ニ也

『韻府』に「人日 北齊細牧云 一日為雞 二日狗 三日猪 四日羊 五日牛 六日馬 七日一^(馬) 古一此一貼人形於帳、
「菜 人日競采七種一作羹」とある。『事文』には「一日為雞 二日為狗 三日為猪 四日為羊 五日為牛 六日為馬 七日為人 八日為穀(下略) ^(西漢時語)」とあり、『下学集』の注文は『事文』に近い。『事物紀原』も『事文』と略同注。なお、この「人日」という語は「杜子美詩」によく用いられていることから、詩聯に多用される用語であることが判る。『拾芥抄』の「歳時部第一」にも「正月七日 俗以^ニ七種^ノ菜^ヲ作^レ羹^ニ食^レ之^人無^ニ万病^ニ ^(荆楚歲時記)」と見られ、『下学集』の注記の末尾部分と対応する。『歳華紀麗』も同趣の詳注が存する。

13元宵 正月十五夜也

『事文』に「上元」の記事中に「五夜元宵 兩京新記曰 正月十五夜勅金吾弛禁（下略）」とあり。

14夾鐘_{二月} 25林鐘_{六月} 37應鐘_{十月} 39黃鐘_{十二月}

『韻府』に「鐘〔律名〕夾—二月 林—六月 應—十月 黃—十一月」とあるが、『下学集』は既述のごとく『拾芥抄』か中国の類書を引用したものとす。

19上巳 初作三月三日之遊_ラ 時日適當_ル上巳_ニ 故_ニ至_レ今_ニ 呼_テ此_ノ辰_ヲ 云_ニ—_ト也

『韻府』に「上巳 魏已後但用三日 不復用巳_{（沈約宋書）}」とあり、『事文』には「上巳 魏已後但三日 不復用巳也_{（沈約宋書）}」、

「三月三日天氣新長安水辺多麗人_杜」、「漢樂遊園 唐長安中 太平公主於原上 置亭遊賞（下略）」等、詩聯の用語として使用されることが多い。『歳華紀麗』には「上巳 三月桃花水上巳竹葉杯」の他に委しい注がある。『書叙指南』の「節令氣候」の項にも「上巳事曰祓禊禊洛」とある。また『事林広記』にも記事あり。

24端午 初作五月五日之遊_ラ 時日適當_ル端午_ニ 故_ニ至_レ今_ニ 呼_テ此_ノ辰_ヲ 云_ニ端午_ニ也 支那_ニ此_ノ日_ヲ吊_ル屈原_ヲ

『韻府』に「端五 京師人以五月五日—也_{（續時記）}」とあり、『事文』には「仲夏端午〔注〕端始也_{（風土記）} 五月五日午時為太中節_{（提蒙錄）}」、「屈原以五月五日 投泊羅 而死楚人哀之 每至皆 以竹筒貯米 投水祭之_{（續齊諧記）}」となっている。『事林広記』も「五月五日為端午 統齊諧記云 屈原楚人也 遭糞不見用 遂於隄投泊羅江 而死楚人哀之至皆（下略）」と同注。『拾芥抄』にも「是日屈原自投_{シテ}汨羅_ニ 而死楚人哀之（下略）_{（統命）}」とある。

28夷則 七月

『韻府』は「夷則 七月律名」にて、『事文』は「七月 孟秋六月（中略）律中夷則_{（月令）}」とある。

31孟蘭盆 七月十五日也 梵_ニ—_ト 此_ニ—_ト 解倒懸_ト 言_ハ此_ノ日_ヲ於_レ冥府_ニ 暫_ク脱_ス罪人_ノ之_{倒懸} 故_ニ云々_{解倒懸} 我朝聖武天皇 天平五年_ニ始_{メテ}行_レ之

『韻府』に「孟蘭盆 目蓮比丘 見其亡母生餓鬼中 不得食 仏言 七月十五日 俱百味五果 着盆中 供養十方 仏 然後得食 目蓮白 仏行孝順者 亦応奉——」とある。『事文』も「孟蘭盆供 目蓮比丘 見其亡母 生餓鬼中 即以鉢盛飯 往餉其母 未入口(中略) 是時目蓮母 得脱一却 餓鬼之苦」と略同注である。『事林広記』もやはり同注。『歳華紀麗』にも詳注がある。『下学集』は『梵網経』に拠るか。

32南呂八月也

34無射九月

37應鐘十月

39黃鐘十一月

42大呂十二月

『韻府』に「六呂 二月夾鐘 四月中呂 一月林鐘 八月南——十月应鐘 十二月大呂律、六律 律有十二 陽六為律 陰六為呂 黃鐘十一月 太簇正月 姑洗三月 蕤賓五月 夷則七月 無射九月 為律餘呂 師曠——」とある。『事文』には「八月 仲秋六月(中略) 律中南呂」とある。

36重陽 九月九日也 月令ニ云ク 九月九日 月与レ日 俱ニ應ス陽ノ数ニ 故云——ト 此ノ日 採レ菊 献ス觀音ニ 則壽命長遠也 起レ於ニ 彭祖之事ニ也

『韻府』は「重陽 東坡云 山領南氣候不常 菊開時 即——十月菊始開 乃與客——(金林) 都城重九後一日 冥賞号 小——(歳時雜記) 菊花何太遭此兩——(季時)」とある。『事文』には「重陽 九月九日 律中無射 而数九 俗尚此日 折茱萸 房以 挿頭(下略)、「賜菊延壽 歳往月来 忽復九月九日 九為陽数 而日月並應 俗宜其名 以為宜於長久(中略) 莫斯之貴 謹 奉一束 以助彭祖之術」と見られ、『下学集』は『事文』に近い注記である。『事林広記』も「九月九日為重陽 魏文帝書 云 歳往月来 忽復九月九日 九為陽数 其日與月並應 故曰重陽(中略) 菜萸為辟邪 翁菊花為延壽客(下略)」と『事文』に近いが、「彭祖之事」に対応する部分が存しない。『歳華紀麗』も「重陽 重九」の注記は『事林広記』と同じになっている。

41暢月 月令ニ仲冬命レ之曰ニ——ト

『韻府』に「暢月 十月日——(歳要) 又曰良月(卷) 又曰陽月(西京雜記) 又仲冬命之曰——(月令)」とあり、『下学集』の注記

に一致する。『事文』は「十月 孟冬六月（中略） 亦曰暢月^{（兼）}」である。『書叙指南』は「十一月曰暢月^{（月令）}」とある。43 臘月 支那^ニ十二月ノ祭^ラ名^ヲ臘^ト 故^ニ云^ニ一^ト又臘与^レ臈同字也

『韻府』に「臈臘 前武（紀） 令天下大酺五日一五日祠門戸比一一皆臘取禽獸 以祭之名 名臈以立秋臘以十二月」とある。『事文』は「臘者祭先祖 蜡者報百神 同日異祭也^{（玉鑰寶典）}」である。『書叙指南』に「臘月十日曰冬月未^レ尽二句」とある。『事林広記』にも注あり。

45 除夜 指^ス臘月ノ晝^ル夜^ヲ也 此ノ夜除^ク旧年^ヲ 故^ニ云^ル

『事文』には「除夜 今歳今朝晝明年明日催」とある。『事林広記』は「今人除夜満室 皆點灯照歳 是其夜事也」と注する。

なほ「十二月異名」中で「9 睦月」と「10 人日」との間に、『元和版』は「始和^{（正月也）}」を補入するが、この「始和」も『韻府』に「吉〔説文〕善也 動罔不子孫其逢一 正月之始和のごとく見受けられる。『歳華紀麗』にも「正月 春秋始事象魏懸漣^{（周礼云）} 正月之吉始和布令于国都鄙」とあり、同注である。斯く『元和版』が独自に増補した語彙も『韻府』等に依拠していることを識るのである。

Ⅱの「十干」「十二支」の部に入る。この箇所は『下学集』は『拾芥抄』に依拠していることは明確である。勿論『韻府』に対して「甲」「乙」「丙」と順次逐一的に検索することによって十干・十二支の異名を見付けることも可能ではある。しかしこのような抽出方法では効率が悪い。やはり「類書」（百科全書）における一覧をさながらに引用したと見るのが自然である。まず「十干」は、

48 甲 闕逢 49 乙 旃蒙 50 丙 柔兆 51 丁 強圉 52 戊 著雍 53 己 屠維 54 庚 上辛 55 辛 重光 56 壬 玄黓 57 癸 昭陽

右の「48甲」〜「57癸」の典拠は『拾芥抄』の「大歳名部第三在歳次十二歳名」の冒頭部分に、

大歳在甲曰闕逢^{大歳} 在乙曰旃蒙 在丙曰柔兆 在丁曰強圉^{六篇} 在戊曰昌^{六篇} 在己曰屠維 在庚曰上章 在辛曰重光 在壬曰玄黓^{与纒反} 在癸曰昭陽

とあるのを、さながら掲出したものである。次に「十二支」も『下学集』に次の通りに挙げる。

58子 因敦 59丑 赤奮若 60寅 撰提格^イ 61卯 單闕 62辰 執除 63巳 大荒落 64午 敦^{群也} 65未 協泊^{イ治}
66申 涿灘 67酉 作罈

これも『拾芥抄』の「十二歳名」と一致する。ただし『拾芥抄』は次の通り順不同となっている。それは

大歳在寅曰撰提格^{歳甲} 在卯曰單闕^{歳和} 在辰曰執徐^{歳甲} 在巳曰大荒落^{登麦言} 在午曰敦^{大草} 在未曰協洽 在申曰涿灘^{歳和少水} 在酉曰作^{兵疾} 在戌曰闕茂^{少歳} 在亥曰大淵猷^{大歳} 在子曰圍敦^{大水} 在丑曰赤奮若^{旱水}

と、『下学集』は右の「十二歳名」(異名)の後に、さらに「70子 71丑 72寅 73卯 74辰 75巳 76午 77未 78申

79酉 80戌 81亥」を続ける。次に『下学集』の「十二時異名」は、

82夜半子 83雞鳴丑 84平旦寅 85日出卯 86食時辰 87禺中巳 88日中午 89日昃未 90晡時申 91日入酉 92黄昏戌
93入定亥

と掲げている。これも『拾芥抄』の「十二時異名部第六」に全て基づいたものである。それは

平旦^寅 日出^卯 食時^辰 禺中^巳 日中^午 日昃^未 晡時^申 日入^酉 黄昏^戌 入定^亥 夜半^子 雞^丑

と、『拾芥抄』の語順は『下学集』と異なっている。『拾芥抄』の「十二歳名」とこの「十二時異名」と語順が一致する。

なお『拾芥抄』の他に『書叙指南』の「太歳月陽」にも見受けられる。

Ⅲ 「暦日・気象用語」を採り挙げる。『龜田本』を基に『韻府』と『事文』を対比させる。

94 日蝕 95 月蝕

『韻府』に「蝕〔説文〕敗創也（漢書）日月薄―通作食（易）月盈則―（春秋）日有食之（凡三十一）」とあり、『事文』には「日蝕」の箇所に「日蝕（孔光）」、「古詩 日蝕行（梅聖俞）」と題目のみを掲げる。これも詩聯の用語として認められるものである。「月蝕」にも「古詩（以下係月蝕）」の箇所に「月蝕詩（盧全）」と題目があり、「日蝕」と同断である。

96 望 毎月十五日也 此ノ日月ト与レ日東西ニ相望ム故ニ云レ望ト

『韻府』に「望（周禮）郷土（注）月六十六日望月小十五日望」とある。『書叙指南』の「歲月日時下」には「月三日曰哉生明（上）十五日夜日圓景已滿（禮十五）」となっている。

102 稔 生也 音沈 『元和版』には「穀熟也 古人謂テ一年ヲ為ニ一稔ト取ニ穀ノ一タヒ熟ルヲ」とあり

『韻府』に「稔〔説文〕穀熟也 又豊也 古人謂一年為一也」とあり、『元和版』の語注はこれに依拠していることが判る。

103 上澣 104 中澣 105 下澣 上句 中句 下句ノ義也 凡百官在テ朝廷ニ而勤仕スル時 毎月ノ一句ニ一度出テ私宅ニ澣ニ衣服ヲ謂之ヲ一―一―一―一ト也 澣ハ洗也 澣同 又ニ上澣 中澣 下澣ト也 往来ノ書状ノ之畢ニ所用ル之語也

『韻府』に「澣 亦作浣〔説文〕濯衣垢也（魯）薄―我衣服―濯之衣 石建自―親中裙廁踰 上―中―下―謂上句中句下句」とある。書簡用語として常用する語である。

104 提月 公羊傳ニ一ニ六鷁退テ飛ヲ注一ハ晦日也

『韻府』に「提月 一―六鷁退飛（公羊）晦日也」とあり、『下学集』と一致する。

五、「神祇門 第三」の漢籍典拠

『下学集』の「神祇門」は「Ⅰ神名」(6語)、「Ⅱ祠官名」(6語)、「Ⅲ神楽・奉幣・祭礼等名」(20語)の三語群(グループ)より成るが、殆んどが漢籍に依拠する語注は極めて少数である。以上『韻府』『事文』を中心に引例する。

5 社稷 守_レ玉穀_ヲ也

『韻府』に「祀稷 稷田疋也(中略) 自漢以来禹配社稷配稷〔活套〕社」とある。『事文』にも「再丞相平等皆曰臣等為宗廟社稷計不敢忽」と注する。

6 回祿 火神ノ名也 故ニ呼_ニ炎上_ラニ云_ニ回祿_ト

『韻府』に「回祿 鄭懷火于元冥——(昭十八) 火神也」と見られる。

30 斗張 神前ノ帳也 斗ノ字_ヲ作_レ戸 誤歟

『韻府』に「斗帳 ——小張也 形如覆斗」とある。

33 急急如律令 神符ノ上_ニ所_レ書_ニ之_レ文也 言_ハ一切ノ惡鬼魔事_ハ 皆行_ニ邪道_ヲ者也 教_ニ誠_{ムコト}之_ヲ 曰_フ急急如_ニ律令_ノ 可_レ皈_ニ正道_ニ也 律令_ハ法度也 又事文類聚曰_ク 律令_ハ雷邊ノ捷鬼也云々 愚謂 事文類聚ノ意言 一切ノ惡事不_レ留_{コト} 蹤跡_ヲ 何_レ如_{クナル} 律令 鬼ノ疾_クニ云_ルカニ云々

『事文』の「巫者」の項に「急急如律令符祝之類末句 急急如律令者 人以為如飲酒之律令 速去不得滯也 一說漢朝每行下之書 皆云如律令 言非律非令之文書行下 当亦如律令 故符祝有如律令之言 按律令之 今宜平声讀為零 律令今是雷邊捷鬼 此鬼善走 与雷相疾速 故云如此鬼之疾走也音羅」と『下学集』の語注の典拠となった記事が認められる。

胙 祭ノ之福肉 『元和版』は「神祇門」末尾に「胙」「鐘馗」等を補入する。これらも『韻府』に依拠する。

『韻府』に「胙 祭福肉 王使宰孔賜齊侯——又建置社稷——之土而命之氏 又守社稷也 無克——國」と見られる。

鐘馗 『元和版』に注記なし 『韻府』に「馗 鐘—鬼名(音ま)」と見られる。

六、「人倫門 第四」の漢籍典拠

「人倫門」(第四)もやはり和書を原拠とするものが多く、漢籍を典拠とする注記は少ない。以下『韻府』『事文』を中心に引例する。

1 皇 天子 2 陛下 指_二天子_一陛也

『韻府』に「皇〔説文〕大也(音) 皇—如也(書) 惟—上帝(音) 四達—」、「陛〔説文〕陛也」、「堦 陛也」、「泰階 —」六符(分朝) —三台也 每台三星符者 六星六符驗 上階為天子 中堦為諸侯 下堦為士庶人」となっていて、『下学集』の語注と共通する。『事文』にも「恭惟陛下温恭而履度 寛裕而養冲」とある。『事物紀原』には「帝由天皇至燧人皆稱皇 故有天皇 地皇 人皇 而燧人亦号燧皇」と見受けられる。さらに「陛下 周以前天子無陛下之呼」と注されている。

4 儲君 5 東宮 即東宮也 6 青園 東宮 7 龍樓 東宮

『韻府』に「東儲 太子也(音)」、「青宮 太子宮 亦曰東宮 春宮」、「龍樓 鷄鳴問寢—曉(音)」とあるが、「青園」の記載は見られず。『事文』にも「翊弦誦於春宮(唐大詔令)」、「育德於東宮 東宮少陽也」があり、「飛龍之瑞 時人号曰王子宅 本名降慶坊 及景龍末 宅内有龍也(中略) 元宗開元十年幸潞州 改旧宅為飛龍院」とあることから「龍樓」も東宮宅の意から「東宮」を指すことになろう。『拾芥抄』には「蒼龍樓 東謂之龍尾 道東樓上多小閣八間」とある。『書叙指南』に「太子曰世子(礼記) 又曰儲后(天監元長) 又儲嫡(後紀) 又曰副君(漢十六)」ともある。

12 公主 帝之女

『韻府』に「公主 天主女曰— 周制天子嫁女 於諸侯 至尊不自主婚止使 諸侯同姓者主之 故謂之— 帝姉妹為—

帝姑為大長——後漢封縣——諸王女封鄉亭——(禮記)とある。『事物紀原』にも「公主 春秋公羊伝曰 夫子嫁女於諸侯 至尊不自主嫁 必使同姓者主之 謂之公主 盖周事也 史記曰 公叔相魏 高魏公主 文侯時也 (下略)」と見られる。『事文』には「亦曰公主 漢制帝女為公主 帝姊妹為長公主」とある。

13 准三后 又ハ略シテ云准后ト也 三后トハ者 皇太后宮 祖母也 皇后宮 國母ナリ 中宮后ナリ 又ハ云准三宮ト

『韻府』には「三后——在天(詩下卷) 謂太王王季文王也 乃命——恤巧于民(呂刑) 謂伯夷禹稷也——協心(暈命) 謂周公君陳暈公也」とある。

15 柳營 指將軍ノ家ヲ也 起ル於漢ノ周亞夫之故事ヨリ 16 妃君

『韻府』には「細柳營 周亞夫屯軍——(本)、「妃(説文) 匹也 后——也(詩) 思賢——也」。『事林広記』に「周亞夫 漢太尉條侯」とある。『小学紺珠』の「三將軍」に「周亞夫細柳」あり。

19 嫡子 20 嫡女 21 息女

『韻府』に「嫡 正也(詩) 有——不以其媵(公洋) 立——以長、「息女 臣有——(高紀)」とある。

25 父母 26 考妣 生日ニ父母ト 死スルヲ曰ニ考妣ト

『事文』に「生父母 死曰考妣(禮)」と『下学集』さながらに見られる。

29 養父 30 養母 34 繼母

『事文』に「故親生之膝下 以養父母(孝經)、「繼母 如孝子 不敢殊也(禮)」とある。

36 猶子 養子ノ義也 礼記ニ云兄弟ノ子ハ猶子

『韻府』に「猶子 兄弟之子——也」。『事文』にも「兄弟之子猶子也」とある。

37 叔父 38 姨母

『事文』に「伯父叔父(僕木) 父之昆弟先生為世父 後生為叔父(爾雅)、「母之姉妹曰姨母」とある。

39 姪 40 甥 二字義同 41 姉 42 妹

『事文』に「姪対姑而言」、「猶父若以姪謂之猶子」、「男子謂姉妹之子為生謂我舅者吾謂之甥舅雅」、「男子謂女子先生為姉後生為妹舅雅」などと見られる。『書叙指南』に「姪曰猶子」とある。

46 鰥 47 寡〔注文は「48孤獨」の下位にあり〕

『韻府』に「鰥 又老而无妻曰一」、「寡偏喪曰寡 常例妻無夫曰寡」とある。『書叙指南』にも「無妻人曰鰥」と見られる。

48 孤獨 孟子云 老而无妻曰鰥 老而无夫曰寡 幼而无父曰孤 老而无子曰独也矣

『韻府』には「孤 (孟) 幼而无父曰一」、「天窮 鰥寡 孤獨 此四者一下之民而无告者也」としている。

57 格勤 58 醫師

『韻府』に「格勤 胡廣一職事」とある。『事文』に「醫師掌醫之政令」とある。

85 蒟藟 一ハ刈ル草ヲ者 一ハ採ル柴ヲ者 毛詩ニ詢ニ于一

『韻府』に「蒟 草曰蒟薪曰一」、「蒟藟詢于一（按詩）一者往（孟）」とある。

七、「人名門 第六」の漢籍典拠

「人名門」(第六)はⅠⅡⅢの語群(グループ)に分たれ、それぞれ和漢の典籍に基づく語彙がある。Ⅰ聖人名・有名
人(名)(1聖徳太子……20鬼神大夫)は和書・仏書に依拠するものである。

21布袋 支那ノ散聖也 即勒ハ化身也 一ノ偈ニ云ク 弥勒真弥勒 分身千百億 時々自不識 常持一ノ布袋ヲ 故ニ時ノ人呼ニ一ト
背後ニ有レ目

『韻府』に「布袋和尚 形材猥矮蹙額蟠腹 以杖荷一布囊 供身之具盡貯囊中 白鹿和尚問 如何是——師便放下布袋 又問如何是布袋 下事師便負之而去(負)」と見られる。『事文』の「布袋和尚」にも『傳灯録』の同文あり。

22 寒山拾得 散聖也 即文殊普賢ノ化身也

『韻府』に「寒山拾得 豐干行山中 見一兒數歲 携至国清寺 付典座曰 人來認可還之 名拾得後令去 内厨滌器 常日澄溢餘食——即負之而去」と見られる。『事文』に「寒山子」「拾得子」が見られる。

24 鉄楞仙 吐レ氣ヲ 出ニ現スル 我身ヲ者也 楞ワウコト讀ム 荷レ物也

『韻府』に「楞 俵在鐵楞」とある。

25 蒼頡 黃帝ノ時ノ人見テ鳥ノ路ヲ始テ造ル文字ヲ者

『韻府』に「頡(人名) 蒼——制字、『小学紺珠』の「二十官」に「蒼頡作書」あり。

26 孔子 周ノ時ノ聖人也 孔ハ氏子ハ男子ノ通稱ナリ也 名ハ丘魯ノ鄒縣人郷同

『韻府』に「尼丘 微在禱於丘山生孔子頂象——因名(愛稱)」、『事林広記』の「聖賢褒贊」に「孔丘字仲尼謚至聖文宣王、『小学紺珠』の「三聖 伏羲 文王 孔子、禹 周公 孔子」とみれらる。『拾芥抄』の「聖賢部 第二十二」にも「三聖 孔子 老子 顔回」とある。

27 老子 周ノ聖人也 名ハ聃 八十歳テ而生ル 生ル、時有リ髭 故ニ云ニ——ト 著ハス青牛ノ書ヲ

『韻府』に「耳(人名) 李——老子也」、『小学紺珠』の「二老」に「老子 老萊子」と存する。『拾芥抄』の「三聖」にも「孔子 老子 顔回」とあり。

28 顔回 又ハ云ニ顔淵ト 即孔子ノ弟子也 不幸短ニシテ 廿八歳ニシテ 而死キ矣 本朝ノ朗詠集ニ云 瓢簞屢空シテ 草滋ル顔淵カ之巷ニ 即是也

清浄法經ニ云ク 我遣三聖 化彼震旦 礼儀先開 然シテ後可進 三聖ハ光明童子ハ孔子 摩訶迦葉ハ老子 用明 儒童ハ顔回 又三聖ハ指ニ上面ノ孔子 顔回ヲ也

『事林広記』に「顔回 字^ハ子淵魯人 贈充国公」、『小学紺珠』の「四科十哲」に「(德行) 顔淵^回 閔子騫^損 丹伯牛^耕 仲弓^{冉雍}」、「孔子四友 顔回 端木賜 顓孫師 仲田」がある。『拾芥抄』にも「三聖 孔子 老子 顔回」、「孔子四友 顔回 子貢 子張 子路」とある。

29 原憲 孔子弟子也 朗詠集云 藜藿深^{シテ}鎖^{シテ}雨湿^ニ——樞^ヲ 与上面ノ顔回之注 一對^ニ可見 藜藿——樞 瓢箪——

『事林広記』に「原憲 字子思魯人 贈原伯」、「小学紺珠」の「孔子弟子 七十三人」に「原憲^{子思}」とある。

30 閔子騫 孔子ノ弟子也 事^{ニテ}後母^ニ 而至孝也 雖^ニ嚴冬^ト 身常^ニ衣^ル芻絮^ヲ 後母ノ之所^レ惡^ム也 然^{トモ}終身不^レ改^メ至孝^ヲ

『事林広記』に「閔損字子騫魯人 贈費侯」、「小学紺珠」の「四科十哲」に「(德行) 顔淵^回 閔子騫^損 冉伯牛^耕 仲弓^{冉雍}」とある。『拾芥抄』の「九哲」に「閔子騫 冉伯牛 仲弓 冉有 季路 宰我 子貢 子遊 子夏」もある。

32 扁鵲 周ノ末 戦国ノ時ノ名醫也 史記ニ云——姓^ハ秦名^ハ越人桑君 以^ニ禁方^ヲ傳^レ之^ニ云

『韻府』に「刺殺扁鵲 扁鵲名聞天下 過秦太醫令 李諡 自知不如使人——」とある。

33 樊噲 34 張良 二人漢ノ高祖之勇臣^{ナリ}也

『韻府』に「噲(人名) 樊—漢勇將」、「良(人名) 張—」とある。『小学紺珠』の「十八侯」に「無陽侯樊噲」、「漢高祖功臣三十人」中に「樊噲」も「張良」も入っているが、「漢三傑」には「留文成侯張良^{子房} 酈文終侯蕭何 淮陰侯韓信」と「張良」のみで、「五世相韓 張良大父開地相韓昭侯宣惠王襄哀王 父平相釐王悼惠王」とある。『事林広記』には「張良漢丞楊曲逆獻侯」とあり。

35 王羲之 晋ノ時ノ人尤善^ル書^ヲ者

『小学紺珠』の「三少」に「王羲之^少 王愷^{安期} 王悦^{羲之}」、「二王 王羲之^少 子猷^{子敬}」と見られる。

36 伯樂 戦国ノ時ニ相^レ馬^ヲ人也 由^レ是^ニ 日本^ニモ亦呼^{ニテ}相^レ馬^ヲ人^ヲニ云^フ伯樂^ト也 ——ハ乃星ノ名也 此星典^ニ天馬^ヲ故^ニ以^ニ為^ニ相馬

人之名_下也。——實名_下孫陽也。

『韻府』に「伯樂顧馬 蘇代欲見 齊王王不見 代代說淳于髡曰 人有賣駿馬者 三日立於市人莫與言 乃言——還而視之 去而——之 一旦價十倍 足下有 意 為 臣 伯 樂 乎 (春秋後語)」とある。

37 白樂天 又曰「白居易_下 唐詩人也

『韻府』に「天(人名) 白樂天」、「易(人名) 白居——樂天」とある。『小学紺珠』の「七愛 房社_{真相} 李晟_{真得} 盧

鴻_{真隱} 元德秀_{真吏} 李白_{真放} 白居易_{真才}」とある。

38 吳道子 39 雪窓和尚 40 牧津和尚 41 馬遠 42 君澤 43 楊補之 44 日觀 45 張即之 46 舜舉 47 趙

子昂、の一〇語は38が画工、39、46は絵師、47は書家である。さらにⅢ中国の美女、賢婦名(48西施……51楊貴妃)は典

拠調査は未調査であるので、続稿に譲る。